

（設置）

第1条 「情報産業人材育成特区」計画の円滑な推進を図るため、「情報産業人材育成特区」計画の推進に関する庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 「情報産業人材育成特区」計画推進に必要な調査研究
- （2） 「情報産業人材育成特区」計画実施に必要な連絡調整
- （3） その他、「情報産業人材育成特区」計画にかかわる課題等の検討

（組織）

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会に座長を置き、市民活動推進部長をもって充てる。
- 3 連絡会に副座長を置き、総合政策部長をもって充てる。

（座長の職務）

第4条 座長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

（招集）

第5条 連絡会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

（幹事会）

第6条 連絡会の所掌事項を専門的に検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、座長が指名する学園都市文化課長、政策審議室主幹をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事長は、会議の結果を座長に報告する。

（意見聴取）

第7条 連絡会又は幹事会は、必要があるときは、連絡会又は幹事会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（報告）

第8条 座長は、必要に応じて連絡会の経過及び結果を市長に報告する。

（庶務）

第9条 連絡会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

別表第1 「情報産業人材育成特区」計画の推進に関する庁内連絡会

総合政策部長 市民活動推進部長 産業振興部長 産業振興部企業支援担当部長 まちづくり計画部長 学校教育部長 生涯学習スポーツ部長
--

別表第2 幹事会

政策審議室主幹 学園都市文化課長 産業政策課長 都市計画室主幹
--

学校教育部主幹
生涯学習総務課長